

公募要領

この要領に基づき次のとおり公募します。

2026年2月13日

公益社団法人日本山岳スポーツクライミング協会
会長 町田 幸男

1. 公募の内容

- (1) 案件名 主要スポーツクライミング競技会プロデューサーの公募
(2) 採択予定人数 1名ないし2名
(3) 案件の内容 本協会が実施する主要なSC競技会の準備、運営、予算管理、各大会の収支決算及びその他関連する事項の遂行（次年度の準備も含む）
(4) 履行期間 契約締結日から2027年5月31日まで
(5) 履行場所 発注者の指示による
(6) 応募方法
①応募者（個人又は法人）は、指定する応募申請書をもって申し込むこと。法人による応募の場合、応募者は複数の業務従事予定者を提示することができる。
②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格

- (1) 個人又は法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）であり、本事業に関する委託契約を公益社団法人日本山岳スポーツクライミング協会(以下「JMSCA」という。)との間で直接締結できること。
(2) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関しJMSCAから指名停止措置を受けていないこと。
(3) 法人による応募の場合、本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。また、そのために必要な経営基盤を有していること。
(4) JMSCAが求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、JMSCAが本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
(5) 個人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体に所属する個人でないこと。法人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。
(6) 個人による応募の場合、次の①から③に示す要件を満たすこと。法人による応募の場合、同要件を満たす業務従事予定者が1名以上いること。
①全国的なスポーツクライミング競技会の主要スタッフとして従事、または主要スポーツクライミング競技会のプロデューサーとして3年以上の実務経験を持っている。

- ②複数のステークホルダー（自治体、スポンサー、競技団体等）との調整能力を有している。
- ③スポーツクライミングの専門知識を持ち、競技への理解と情熱を有している。

3. 応募書類の提出場所等

(1) 応募書類の提出場所・問い合わせ先

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 905

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

代表電話：03-5843-1631(平日 10:00～12:00 13:00～17:00)

E-mail: info@ma-sangaku.or.jp

※提出は信書便（書留郵便等配達の記録が残るもの）に限る。

※E-mail、FAXでの応募は受け付けない。

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

(2) 質問の受付

①質問の受付方法：E-mail info@jma-sangaku.or.jp

②質問の受付期間：2026年2月13日（金）から2月21日（土）17時00分まで

③質問の回答方法：E-mail

④質問の回答期限：2026年2月23日（月）12時00分

※応募にご関心のある方は、上記①までE-mailにてご連絡ください。質問があった場合、ご連絡いただいた方全員宛てに回答します。

(3) 応募書類の受領期限

2026年2月27日（金）17時00分必着

(4) 選考手続き

一次選考（書類選考一別に定める評価基準の一次選考評価項目を満たしていること。）通過者のみ3月13日（金）までに二次選考（面談）の詳細を別途連絡する。なお、面談については日時を指定の上、対面又はテレビ会議による審査を行う。面談日程は3月23日（月）の週の予定。

(5) 採択結果通知

2026年4月中旬を目途に応募者本人に書面にて通知する。

4. 業務委託の金額

令和5年から令和7年までの実績金額を上限とする。

また、本事業実施に係る国内出張経費を別途支払うものとし、JMSCAの旅費規程等に基づく実費精算とする。詳細は、契約後に配布する業務実施マニュアル等で定めるとおりとする。なお、特に記載のない費用については業務委託料に含まれる。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨。

(2) 応募者に要求される事項　　応募者は採択結果通知日の前日までの間において、JMSCAより当該書類に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。

(3) 契約書作成の要否　要。

以上